

西栗倉村学び発表の場、庁舎建設委員会規約

(目的)

第1条 西栗倉村長からの諮問に基づき、西栗倉村学び発表の場、庁舎建設に係る、新しい生涯教育、行政サービス環境として、ふさわしい施設計画の検討および検討結果の答申を目的とする。

(委員の構成)

第2条 本委員会は、次の委員によって構成する。

- (1) 西栗倉村議会 3名
- (2) あわくら会館利用者 3名以内
- (3) 村産材調達関連事業者 1名
- (4) 公募一般 2名以内
- (5) 役場各課・委員会 6名

(公募委員の対象としない者)

第3条 次に掲げるものは、本委員会の公募委員となることはできない。

- ・ 当該建設工事の設計、施工、村産材調達以外の物品納入に参加または参加の予定がある者およびその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者

(組織)

第4条 本委員会に委員長と副委員長をおく。

- 2 委員長は、委員会の互選により決定する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。

(招集)

第5条 本委員会の招集は委員長が行う。

(任期)

第6条 就任の日から1年とし、再任を妨げない。

(廃止)

第7条 本委員会は、村長からの諮問を受けた事項に対する答申を終え、基本設計完了時点で廃止される。